



個人住民税の寄附金税額控除には確定申告が必要です

個人の方が平成 31 年中に支払った、下記 1 ~ 3 の 2,000 円を超える寄附金については、個人住民税の税額控除（基本控除）が受けられます。

また、下記 1 の地方自治体への寄附金「ふるさと納税」に該当する場合、税額控除額が大きくなります（特例控除の上乗せ）ので、確定申告書に正しく記載してください。

なお、災害義援金については、被害を受けた地方自治体に対して寄附をした場合に加え、募金団体（日本赤十字社、共同募金会等）を経由して地方自治体に寄附をした場合も、下記 1 の「ふるさと納税」の制度が適用されます。

記載方法については、裏面をご覧ください。

1 地方自治体への寄附金「ふるさと納税」

【基本控除 10%+特例控除】

寄附金

義援金

募金団体

(日本赤十字社、共同募金会等)

地方自治体

(義援金配分委員会を含む)

2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

【基本控除 10%】

寄附金

（活動資金等）

社会福祉法人 東京都共同募金会

日本赤十字社（東京都支部）

3 東京都又はお住まいの市区町村が条例で指定した寄附金【基本控除 4%（都）・6%（市区町村）】

寄附金

（活動資金等）

公益法人や学校法人等（東京都又は
市区町村が条例で指定した寄附金）

◎東京都が条例で指定する寄附金は、所得税の控除対象寄附金のうち、都内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体です（特定公益信託・政党等に対する寄附金等を除きます。）。

◎市区町村が条例で指定する寄附金については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

- 個人住民税の税額控除を受けるには、税務署への所得税の確定申告^{*1}が必要です。^{*2}

*1 所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。

*2 地方自治体へ寄附をされた方で、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の手続きをし、当該制度を適用される方は確定申告は不要です。

- 領収書や払込控え等は、確定申告書等に添付し、平成 32 年 3 月 16 日（月）までに提出してください。

所得税の確定申告は、国税庁 HP の「確定申告書等作成コーナー」が便利です

① 国税庁 HP の検索



② 確定申告書等作成コーナーへ

国税庁

検索

◎画面の案内に従い金額等を入力すると、税額などが自動計算されます。



国税庁
e-Tax キャラクター
イータ君

